

宝塚市告示第 61号

粗大ごみ処理手数料徴収事務委託について

粗大ごみ処理手数料徴収事務委託に係る粗大ごみ処理手数料の徴収を下記の者に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

- 1 委託事務 粗大ごみ処理手数料徴収事務委託に係る粗大ごみ処理手数料の徴収事務
  
- 2 委託者住所 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2/6F  
氏名 宝塚市商店連合会 代表者 池田 則夫  
他 17団体
  
- 3 委託期間 自 令和6年 4月 1日  
至 令和11年 3月31日